

新型コロナウイルスに関する 各支援・相談窓口一覧 7/10版

疾患・検査・予防策 — p 1

発生状況 — p 1

ロードマップ° — p 1

給付金 — p 2

貸付 — p 6

支払・猶予 — p 7

生活支援相談 — p 9

中小事業者支援・相談 — p 10

個人事業・労働者相談 — p 11

テレワーク — p 12

学校 — p 12

保育園・学童 — p 12

外国人支援・相談 — p 13

布製マスクの配布 — p 13

その他 — p 14



来庁せずにできる
各種手続きはこちらから
(税・保険・子ども・福祉・建築等)





〈この一覧についてのお問合せ〉

八王子市 総合経営部 広聴課 (市役所 1 階 2 番窓口)





受付時間 平日 8:30-17:15



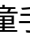




☎ 042-620-7411 (直通) FAX 042-620-7322

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|---|--|--|--|
| 疾患・検査・予防策 | | | |
| 1 | | 予防に関することや、心配な症状が出た時の対応、生活支援などの相談 | 八王子市総合コールセンター TEL 042-620-7253 FAX 042-620-7322 8時30分～17時(土日祝含む) |
| 2 | 感染症電話相談 | 予防・検査・医療などの一般相談 | 東京都新型コロナコールセンター 0570-550571 9時～22時(土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語 |
| 3 | | | 厚生労働省電話相談窓口 0120-565653 9時～21時(土日祝含む) |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ■息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ■重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患など基礎疾患がある方や透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方(妊婦や小児も早めに) | | 新型コロナ受診相談窓口 (八王子市健康部保健対策課内) 042-645-5195 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ■上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(目安としては4日以上続く場合ではあるが個人差あり) | | 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター 03-5320-4592 ■平日 17時～翌9時 ■土日祝 24時間 |
| 6 | (都)医療機関案内サービス ひまわり | 医療機関の所在地、電話番号、診療科目、診療曜日・時間などをご案内 | 03-5272-0303 毎日24時間 |
| 発生状況 | | | |
| 1 | 八王子市における新型コロナウイルス感染者数等について(随時更新) | | 八王子市総合コールセンター TEL 042-620-7253 FAX 042-620-7322 8時30分～17時(土日祝日含む) |
| ロードマップ【令和2年(2020年)5月25日をもって緊急事態措置終了】 | | | |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップについて | 感染症防止と経済社会活動の両立を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するために東京都が示すロードマップについて | 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567 9時～19時(土日祝含む) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|------------|---|---|--|
| 給付金 | | | |
| 1 | (総務省)特別定額給付金  | 給付対象者:4/27に住民基本台帳に記録されている者 給付額:給付対象者1人につき10万円 申請方法:原則郵送 給付方法:原則口座振込み 申請期限:8月17日(月) | 八王子市特別定額給付金コールセンター 0570-030009 9時～17時(平日のみ) 総務省コールセンター 0120-260-020 9時～18時30分(土日祝含む) |
| 2 | (都)感染拡大防止協力金(第2回)  | 都の要請や協力依頼に応じて、5/7～5/25に施設の使用停止に全面的に協力いただいた中小の事業者に対し、協力金を支給。 給付額:50万円(2店舗以上有する事業者は100万円) 申請期限:7月17日(金) 申請方法:原則専用ウェブサイトから(郵送・持参も可) 東京都感染拡大防止協力金申請サイト(外部リンク) | 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567 9時～19時(土日祝含む) |
| 3 | (経済産業省)持続化給付金  | 個人事業主上限100万円 法人上限200万円の給付金について | 持続化給付金コールセンター 0120-115-570 (IP電話)03-6831-0613 ■7・8月 8時30分～19時(土日祝含む) ■9-12月 8時30分～19時(土祝を除く) 〈申請サポート会場の電話予約〉 0570-077-866 9時～18時(土日祝含む) ※ 電話予約には「会場コード」が必要です。 ■八王子第1会場 (八王子商工会議所):1302 ■八王子第2会場 (八王子エルシィ):1303 |
| 4 | (経済産業省)家賃支援給付金  | 地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金について 法人:最大600万円 個人事業者:最大300万円 受付期間:7月14日(火)～2021年1月15日(金) | 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8時30分～19時 8月末まで全日対応 9月以降は土祝を除く |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|---|--|--|--|
| 5 | <p>市独自</p> <p>(市)事業継続緊急支援金</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある市内の事業者の安定した事業継続と感染防止対策について支援します。</p> <p>受付期間：6月24日(水)～8月31日(月)</p> | <p>〈申請方法、郵送先、提出方法に関すること〉</p> <p>八王子市緊急支援金専用コールセンター</p> <p>0570-200-398</p> <p>9時～17時(平日のみ)</p> |
| 6 | <p>市独自</p> <p>(市)テナント家賃緊急支援金</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響でテナント家賃の支払いが大きな負担となっている中小企業や個人事業者の事業継続を支援します。</p> <p>受付期間：7月1日(水)～8月31日(月)</p> | <p>〈申請方法、郵送先、提出方法に関すること〉</p> <p>八王子市緊急支援金専用コールセンター</p> <p>0570-200-398</p> <p>9時～17時(平日のみ)</p> |
| 7 | <p>市独自</p> <p>(市)中小企業者パワーアップ補助金</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市産業の早期回復及び、新たな分野への事業展開を促進するため、中小企業や個人事業者が実施する新製品・新サービスなどの開発や販路開拓にかかる費用の一部を支援します。</p> <p>受付期間：7月1日(水)～申請期限なし(未定)</p> | <p>八王子市産業振興部企業支援課</p> <p>042-620-7379</p> <p>8時30分～17時15分(平日のみ)</p> |
| 8 | <p>市独自</p> <p>(市)商店街賑わい復活補助金</p>  | <p>市に登録済みの商店会組織が行う感染拡大防止対策や商店街を訪れやすくする取り組み費用の一部を支援します。</p> <p>受付期間：7月1日(水)～10月31日(土)</p> | <p>八王子市産業振興部産業政策課</p> <p>042-620-7252</p> <p>8時30分～17時15分(平日のみ)</p> |
| 9 | <p>市独自</p> <p>(市)八王子市臨時学生等雇用促進奨励金</p>  | <p>市内に住む学生や困窮している若者を新たに雇用した市内事業者に対し、その賃金相当額を一定期間助成します。</p> <p>【事前申込期間】 7月1日(水)～8月31日(月)</p> <p>【奨励金対象期間】 7月1日(水)～2月28日(日)</p> | <p>〈学生を雇用する場合〉</p> <p>八王子市市民活動推進部学園都市文化課</p> <p>042-620-7548、または042-620-7409</p> <p>〈若者を雇用する場合〉</p> <p>八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課</p> <p>042-620-7391</p> <p>8時30分～17時15分(平日のみ)</p> |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|----|--|---|--|
| 10 | 市独自 (市)八王子市学生支援特別給付金  | 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、修学の継続が困難となった学生を支援します。 申請期間:7月1日(水)~8月31日(月) | 八王子市市民活動推進部学園都市文化課 042-620-7548、または042-620-7409 8時30分~17時15分(平日のみ) |
| 11 | 市独自 (市)新生児特別定額給付金  | 国の特別定額給付金給付事業(1人10万円)の対象外となった新生児で、基準日(4月27日)より後に出生し継続して5月31日まで八王子市に住民登録した新生児のいる世帯の世帯主に対し、新生児1人につき10万円を支給する。 受付期間:7月10日~8月17日(やむを得ない事情がある場合は10月9日まで延長可) | 八王子市福祉部福祉政策課 042-620-7454 8時30分~17時15分(平日のみ) |
| 12 | 市独自 (市)子育て世帯への臨時特別給付金  | 令和2年4月1日~同年5月31日に出生し、継続して市内に居住する児童1人あたり1万円(所得制限あり) 申請方法:児童手当等の申請を行っている場合は申請不要。それ以外の方は原則郵送 給付方法:7月25日以降を予定。 | 八王子市子ども家庭部子育て支援課 児童手当・乳・子担当 042-620-7368 8時30分~17時15分(平日のみ) |
| 13 | 市独自 (市)児童扶養手当受給者への臨時給付金  | 令和2年6月分の児童扶養手当受給者に対し、7月に3万円、12月に4万円支給します。 ただし、基準日(7月分は5月31日、12月分は10月31日)に市に居住地があり、児童扶養手当の受給資格があることを条件とします。申請は不要です。 | 八王子市子ども家庭部子育て支援課 042-620-7368・7300 8時30分~17時15分(平日のみ) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|----|--|---|--|
| 14 | (内閣府)子育て世帯への臨時特別給付金  | 児童手当対象の児童1人あたり1万円(所得制限あり) 申請方法:一般対象者は申請不要。公務員は原則郵送 給付方法:一般対象者は6月10日を予定。公務員対象者は6月25日以降を予定。 | 八王子市子ども家庭部子育て支援課 児童手当・  ・  担当 042-620-7368 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 15 | (厚生労働省)国民健康保険傷病手当金  | 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、労務に服することができなくなった国民健康保険の被保険者(給与収入のある方)を対象に傷病手当金を支給します。 申請には、事前の相談が必要となるため、保険年金課給付担当までお問い合わせください。 支援期間:令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。 ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで。 | 八王子市医療保険部保険年金課給付担当 042-620-7235 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 16 | (厚生労働省)新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金   | 感染拡大による臨時休業で、仕事を休まざるを得なくなった保護者のために、休みの間の給与を助成金や支援金で支える制度 ■雇用されている方:日額15,000円以内 ■個人事業主:日額7,500円 | 厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 9時～21時(土日祝含む) |
| 17 | (厚生労働省)住居確保給付金  | 休業や失業などで収入が減り、家賃が支払えない人に求職活動を行うことを要件として、原則3か月間家賃(上限あり)を支給する制度(収入・資産要件あり) | 八王子市福祉部生活自立支援課自立担当 042-620-7408 9時～16時(平日のみ) 厚生労働省住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572 9時～21時(土日祝含む) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|-----------|--------------|--|--|
| 貸付 | | | |
| 1 | 緊急小口資金(特例貸付) | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付 貸付額20万円以内(一括交付) | 八王子市社会福祉協議会 042-620-7496 9時～17時(平日のみ) 【事前予約制】 〈内容についての問い合わせ〉 厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9時～21時(土日祝含む) |
| 2 | 総合支援資金(特例貸付) | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯への貸付 二人以上世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内 | 八王子市社会福祉協議会 042-620-7496 9時～17時(平日のみ) 【事前予約制】 〈内容についての問い合わせ〉 厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9時～21時(土日祝含む) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|--------------|-----------------|---|--|
| 支払・猶予 | | | |
| 1 | 市税における徴収猶予の特例制度 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入が相当に減少し、市税納付が困難になった方に、最長1年間、納付を猶予 詳細は、納税課へお問い合わせください。 | 八王子市税務部納税課 042-620-7224 8時30分～17時15分(平日) 8時30分～17時(日曜) |
| 2 | 市税における猶予 | 新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や、新型コロナウイルス感染症に関連し事業に著しい損失を受けた場合など納税を猶予 | 八王子市税務部納税課 042-620-7224 8時30分～17時15分(平日) 8時30分～17時(日曜) |
| 3 | 国民年金保険料の免除・納付猶予 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がったことで、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除・納付猶予制度及び学生納付特例制度の臨時特例手続きをご利用ください。 | 八王子市医療保険部 保険年金課国民年金担当 042-620-7238 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 4 | 国民健康保険税の減免・納税猶予 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などに、保険税が減免・納税猶予になる場合があります。 詳細は、各担当へお問い合わせください。 | 八王子市医療保険部 (減免)保険年金課資格課税担当 042-620-7236 8時30分～17時15分(平日のみ) (納税猶予)保険収納課 042-620-7237 8時30分～17時15分(平日) 8時30分～17時(日曜) |
| 5 | 介護保険料の減免 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などに、介護保険料が減免になることがあります。詳細は担当へお問い合わせください。 | 八王子市福祉部介護保険課保険料担当 042-620-7415 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 6 | 公共下水道使用料の支払い猶予 | 新型コロナウイルスの感染症の影響により、一時的に下水道使用料の支払いに困難を来している下水道使用者を対象として、支払いを猶予(申し出のあった日から最長4か月支払いを猶予) | 東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 又は、042-548-5110 8時30分～20時(日祝を除く) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|----|------------------------------------|---|--|
| 7 | 浄化槽使用料の支払い猶予 | 新型コロナウイルスの感染症の影響により、一時的に浄化槽使用料の支払いに困難を来している浄化槽使用者を対象として、支払いを猶予(申し出のあった日から最長4か月支払いを猶予) | 八王子市水循環部下水道課 042-620-7290 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 8 | 市営住宅家賃(使用料)の支払猶予又は減免 | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い入居者の収入が減少した場合に、家賃(使用料)の支払を猶予又は減免する。 | 八王子市まちなみ整備部住宅政策課 042-620-7385 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 9 | (東京都住宅供給公社)公社賃貸住宅等の家賃等の支払いに関する特別措置 | 一時的に家賃等のお支払いが困難になった場合に家賃等の支払期限を延長 | JKK東京お客さまセンター 0570-03-0031 9時～18時(平日のみ) |
| 10 | 道路占用料の納付猶予 | 新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響により、道路等に係る占用料の納付が一時的に困難となった方について、占用料の納付の猶予(最長4か月) | 八王子市道路交通部管理課 道路管理担当 042-620-7274 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 11 | 公園占用料等の執行猶予 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、公園に係る占用料等の納付が困難となった方について、占用料等の納付の猶予 公園占用許可:最長4か月 施設管理許可:令和2年(2020年)9月30日まで | 八王子市まちなみ整備部公園課 042-620-7271 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 12 | 水道料金 | | 東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 又は、042-548-5110 8時30分～20時(日祝を除く) |
| 13 | 電気料金 | | 東京電力エナジーパートナー ■ 電力自由化前の料金プラン利用者 0120-993-052 9時～17時(日祝を除く) ■ 自由化後の新しい料金プラン利用者 0120-995-113 9時～17時(日祝を除く) |
| 14 | ガス料金 | | 東京ガスお客様センター 0570-002211 ■ 月～土 9時～19時 ■ 日祝 9時～17時 |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|---------------|--------------|-------------------------------|--|
| 生活支援相談 | | | |
| 1 | 消費生活相談 | 商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談 | 八王子市市民部消費生活センター 042-631-5455 9時～16時30分（日祝、年末年始を除く） |
| 2 | こころの健康相談 | 保健師によるこころの健康相談（毎日が不安で夜も眠れない等） | 八王子市健康部保健対策課 042-645-5196 9時～16時30分（平日のみ） |
| 3 | 生活困窮者相談 | 生活が困窮している方に対する相談支援（就労相談や家計相談） | 八王子市福祉部生活自立支援課 自立担当 042-620-7462 8時30分～17時15分（平日のみ） |
| 4 | 生活保護相談 | 生活保護申請に関する相談窓口 | 八王子市福祉部生活自立支援課 相談担当 042-620-7443 8時30分～17時15分（平日のみ） |
| 5 | ひとり親家庭のための相談 | ひとり親家庭の相談全般 | 八王子市子ども家庭部子育て支援課 母子・父子自立支援担当 042-620-7362 8時30分～17時（平日のみ） |

| 支援名等 | | 支援内容 | 問合せ先 |
|---------------------------------|---------------------------------------|--|---|
| 中小事業者支援・相談 | | ※それぞれの詳細やリンク先については、市ホームページにも掲載 ▶ 市ホームページ(内部リンク) |  |
| 市独自の事業者支援の支援金・補助金は3ページに掲載しています。 | | | |
| 1 | セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証 | 新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している中小企業者への資金繰り支援措置 | 八王子市産業振興部産業政策課 042-620-7252 9時～17時(平日のみ) |
| 2 | (東京都)新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 | 新型コロナウイルス感染症に対応した中小企業支援を実施 | 東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 9時～17時(平日のみ) |
| 3 | (東京都)新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口 | 中小企業者等の経営や資金繰りに関する支援のための特別相談窓口 | 東京都中小企業者等特別相談窓口 ■ 資金繰りに関する相談 03-5320-4877 9時～17時(平日のみ) ■ 経営に関する相談 03-3251-7881 9時～17時(平日のみ) |
| 4 | (経済産業省)新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援相談窓口 | 新型コロナウイルス流行の影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口 | 日本政策金融公庫 八王子支店 国民生活事業 042-646-7711 商工中金 八王子支店 042-646-3131 |
| 5 | 八王子商工会議所 | 市内の中小事業者であれば、どなたでも経営等事業に関する相談が可能 | 八王子商工会議所 042-623-6311 9時～5時30分(平日のみ) |
| 6 | 日本貿易振興機構(ジェトロ) | 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口 | 日本貿易振興機構(ジェトロ) 03-3582-5651 9時～12時/13時～17時(平日のみ) |
| 7 | (観光庁)新型コロナウイルスに関する特別相談窓口 | 新型コロナウイルスの影響を受ける、またはその恐れがある宿泊事業者向け特別相談窓口 | 国土交通省観光庁 関東運輸局観光部観光企画課 045-211-1255 |
| 8 | (厚生労働省)雇用調整助成金 | 特例措置の対象となる事業主の範囲が、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大 | 厚生労働省コールセンター 0120-60-3999 9時～21時(土日祝含む) ハローワーク八王子 042-648-8609 8時30分～17時15分(平日のみ) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|-------------------|------------------------------|--|---|
| 9 | (日本政策金融公庫)融資・返済等に関する相談 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者からの融資や返済に関する相談窓口 | 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 9時～17時(平日のみ) ※ 創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで |
| 10 | (東京信用保証協会)経営相談 | 中小企業者からの新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 | 東京信用保証協会(八王子支店) 042-646-2511 9時～18時(平日のみ) |
| 11 | (中小企業庁)小規模事業者持続化補助金 | 小規模事業者による販路開拓等の取組にかかる経費を対象とする補助金 | 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 03-6447-2389 9時30分から12時、13時から17時30分まで(土日祝日、年末年始を除く) |
| 個人事業・労働者相談 | | | |
| 1 | (東京都)フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口 | フリーランスを含む個人事業主の方を対象とした資金繰り及び経営に関する特別相談窓口 | 東京都産業労働局金融部金融課 ■ 資金繰りに関する相談 03-5320-4877 9時～17時(当面は19時まで) ■ 経営に関する相談 03-3251-7881 9時～16時30分(火のみ19時まで)(平日のみ) |
| 2 | (東京労働局)総合労働相談コーナー | 労働基準法に関すること | 八王子労働基準監督署 042-680-8081 9時～17時(平日のみ) |
| 3 | (東京都)新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル | 休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメントなどについての相談の専用ダイヤル | 東京都ろうどう110番 0570-00-6110 ※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。 ■ 月～金 9時～20時 ■ 土 9時～17時 |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|---------------|--------------------|---|--|
| テレワーク | | | |
| 1 | (東京都)東京テレワーク推進センター | テレワーク導入の相談 | 東京テレワーク推進センター 03-3868-0708 9時～17時(平日のみ) |
| 学校 | | | |
| 1 | 学校に関すること | 教育活動に関すること | 八王子市学校教育部指導課 042-620-7412 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 2 | 学校給食に関すること | 学校給食食材納入業者相談窓口 (学校給食停止期間中の売り上げの落ち込み相談) | 八王子市学校教育部保健給食課 042-620-7331 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 保育園・学童 | | | |
| 1 | 保育園に関すること | 新型コロナウイルス感染症対策としての保育施設入所時の育児休業の取り扱い | 八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 042-620-7369 8時30分～17時15分(平日のみ) |
| 2 | 学童保育所に関すること | 新型コロナウイルス感染症対策としての学童保育所入所時の育児休業の取り扱い | 八王子市子ども家庭部児童青少年課 042-620-7246 8時30分～17時15分(平日のみ) |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|-----------------|---------------------------|--|--|
| 外国人支援・相談 | | | |
| 1 | 外国人向けの新型コロナに関する生活相談 | 新型コロナウイルス感染症に伴う不安や生活の影響について、外国人からの多様な相談に対応 | 東京都外国人新型コロナ生活相談センター 0120-296-004 10時～17時(平日のみ) 【対応言語】やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ダガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語 |
| 2 | 在留諸申請の期間延長 | 3月～7月までに在留期間の満了日を迎える外国人に対して、申請期間を延長 | 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-01-013904(IP電話やPHSからは03-5796-7112) 8時30分～17時15分(平日のみ) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語 |
| 3 | 技能実習生等に対する雇用維持支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定産業分野における再就職を支援 ■ 在留資格「特定活動(就労可)(最大1年)」を付与し、外国人に対する日本での雇用維持を支援 | 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904(IP電話やPHSからは03-5796-7112) 8時30分～17時15分(平日のみ) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語 |
| 布製マスクの配布 | | | |
| 1 | (厚生労働省)布製マスクの配布について | 国により、4月中から順次、全戸に布製マスクを2枚配布 | 厚生労働省 布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 0120-551-299 9時～18時(土曜日・日曜日、祝日を含む) |
| 2 | (厚生労働省)※妊婦対象 布製マスクの配布について | 国から市に届き次第、妊婦に対し布マスクを、月に2枚配布 ※妊娠届出の際に配布、及び既に妊娠届を出された方に対し郵送 | 八王子市医療保険部 <ul style="list-style-type: none"> ■ 大横保健福祉センター 042-625-9200 ■ 東浅川保健福祉センター 042-667-1331 ■ 南大沢保健福祉センター 042-679-2205 9時～17時(月～土) ※ 祝日・年末年始を除く ※ 東浅川保健福祉センターは毎月第2月曜日の休館日を除く |

| | 支援名等 | 支援内容 | 問合せ先 |
|-----|----------------|--|---|
| その他 | | | |
| 1 | (内閣府)DVの相談 | 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、緊急的に実施 | DV相談+(プラス) 0120-279-889 24時間対応 |
| 2 | 妊婦を対象にタクシー券を配布 | 新型コロナウイルス感染予防のため、妊婦を対象にタクシー券(500円券20枚)を配布 配布対象者:八王子市在住で令和3年(2021年)3月31日までに妊婦面談を受けた妊婦の方 有効期限:令和3年(2021年)3月31日 | 八王子市医療保険部 ■大横保健福祉センター 042-625-9200 ■東浅川保健福祉センター 042-667-1331 ■南大沢保健福祉センター 042-679-2205 9時~17時(月~土) ※ 祝日・年末年始を除く ※ 東浅川保健福祉センターは毎月第2月曜日の休館日を除く |